

川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和7年9月11日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第17号

川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の通勤手当に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。